

#### **(4) 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準（臨床検査学科）**

学生は、本学の卒業ならびに学科が設定する免許や資格の要件を満たすために指定された科目を履修し、それぞれの単位を修得しなければなりません。

##### **◆単位制について**

所定の単位数の修得を卒業や資格取得の要件とする制度です。授業科目に定められている単位を在学中に一定の基準に従って履修し、科目責任者が合格認定をすれば単位を修得できます。必要単位を修得することで、卒業認定と臨床検査技師国家試験受験資格が与えられ、短期大学士が授与されます。

##### **◆科目と単位**

本学の授業科目は、短期大学設置基準、臨床検査技師学校養成所指定規則に則り、学則上は次のように構成され、科目にはそれぞれ単位が指定されています。

- ・基礎分野
- ・専門基礎分野
- ・専門分野

##### **◆必修科目と選択科目**

必修科目とは、学科の教育科目として、また卒業要件のひとつとして履修することを義務付けている授業科目です。

選択科目とは、特定の科目の中から選択して履修することを義務付けている授業科目です。

##### **◆卒業要件単位数**

卒業するためには3年以上在学し、基礎分野科目より選択科目を含む15単位以上、専門基礎分野科目より選択科目を含む21単位以上、専門分野科目より選択科目を含む72単位以上を修得する必要があります。合計で108単位以上を修得することにより、卒業要件を満たす単位数となります。

##### **◆国家試験関連科目**

国家試験関連科目とは、臨床検査技師国家試験科目（医用工学概論、公衆衛生学、臨床検査医学総論、臨床検査総論、病理組織細胞学、臨床生理学、臨床化学、臨床血液学、臨床微生物学、臨床免疫学）に相当・対応する科目を指し、臨床検査学科においては必修の科目となります。